

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明について
の事実確認に関する調査特別委員会記録簿（第16回）
令和4年8月26日（金）

1 出席委員（7名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	栗尾典子
委員	坂本亮平	委員	仁科文秀
委員	藤井義明		

2 欠席委員（1名）

委員 東川三郎

3 説明のため出席した者の職氏名（なし）

4 事務局職員

議会議務局長 塚本真一 議会議務局次長 虫明 隆
法律アドバイザー 森岡祐貴

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所

第一委員会室

午後1時30分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

ただいまから第16回の農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を開会いたします。

今日は、議長、都合で欠席しております。協議案件に入りますが、その前に、今日、岡大のインターン生の方が傍聴に森岡先生と一緒に来ていただいておりますので、申し伝えておきます。

それでは、これより協議事項に入ります。

協議案件1，農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事業確認に関する調査報告書（案）についてを議題といたします。

まず、前回、職員アンケートの件で御協議いただきましたが、アンケートについては保留をしたいと思います。

森岡先生のほうから御意見をいただいておりますので、森岡先生、すみません、よろしくお願いいたします。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

アンケートのところなんですけど、タベ塚本さんのほうにはメールで一応連絡はさせていただいたんですが、やっぱりアンケートを取るということで一応案も見させていただいております。アンケートの中でかなり、当該アンケートを取る際の提案理由というか、説明部分がかかなり詳しい部分が多々見られて、そこについて、ここの部分を当該アンケートの対象者に対して説明をする趣旨なんであれば、調査報告書の内容をきちんと読んでくださいということでお送りすればいいと思いましたが、その、単にアンケート項目の事実についての認識の確認と、その確認について、例えば、そう思う、そう思わないという回答がそれぞれどれくらいあったから、それに応じて再発防止はこういうふうに変えていくとんだということの議論なんであれば、単に数字だけ取ったほうがいいのかないかなあと思わして、ちょっとその内容としては、ちょっといまいち中途半端のままで、このアンケートでいいんじゃないかということは、私のほうからちょっとなかなか言えないなと思ったので、その旨、意見をさせていただいた次第です。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。

委員の皆さん、何か御質問、一応前回のときにアンケートを取るということで話合いしてたんですけど、森岡先生の今の御意見いただいて、委員の皆さん、何かございますか。

○委員（藤井義明）

よく分からんのは、私、先生の言ようることが、申し訳ない、理解、どこが悪いと具体的にこう、じゃ、ここが駄目なんならこういうふうに変えたいとか、変えられるんならこうしたいとか、できないかなあというのがあって、変えてもできないというんであれば、もうしょうがないんですけど、こういう聞き方ならいいよとか。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

なので、端的にアンケートのもの自体を聞いてもらうのもいいですよ。

なので、今頂いている物を見ながらの説明にはなるんですけど。このアンケートは、調査特別委員会の真相究明と再発防止のために調査を行っていて、その調査の参考とする職員

アンケートです。御協力お願いしますという立てつけで来ているので、恐らく後者、再発防止の内容を考えていく際に、この問題についてこれぐらいの人が知っているのであれば、こういうふうな再発防止策でいいけれども、この程度しか知らないということになれば、このような再発防止が考えられるという形で、そこが変動していくものなのであれば、当然取ったほうがいいとは思っているんです。ただ、その中で調査報告でこちらが認定するような事項について、議会としたらこのように考えているけど、これについてどう思うかという聞き方をする必要はなくて、これの事柄についてどう思いますかということで端的に御質問をされればいいのかなあと思っていました。

ちょっとそこの部分なんですけど、例えば最後の7のところ、監査報告書にはこれこれこれとあって、あなたは意見の交わし合える風通しのいい職場であると思いますかという質問なんですけど、これ多分、このあなたはから始まってしまったほうが良いと思っっているんです、その意味で。つまり、こういうふうな意図を基に回答してくださいという趣旨を与えそうな気がするんで、そういうものはないほうがいいのかなど。端的に部下とか上司とかと相談しやすい環境だと思いますかとか……。

○委員（藤井義明）

市がようやるやり方じゃな。導こう思うて、意図的に。意図的に何か操作をしようよ
うに見えるということじゃな。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

はい。そういう趣旨です。

そういう、その前提をお伝えしたいんなら、この調査報告を読んでくれっていうほうが
いいですよということです。そういうふうにちゃんと、こちらはそういうふうに認定して
きたのでというほうがいいのかと思う次第です。

○委員（藤井義明）

そこが問題で、あとはどうなんですか。

この5番なんかもいいんじゃないんですかね。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

そうですね。この5番、このように取ったほうが良いと思います。特に5番とかは、も
う回答として、この意識的にそうしているとか、なるべくそうしているという回答が少な
いということになるのであれば、やっぱり公文書についてきちんと取る姿勢が欠如してい
るという話になりますから、当然、何かあったときの訴訟リスクとか、いろんなことを考

えたら公文書で取って残しとけよという話に当然なるので、これは取ったほうがいいと思います、こういう内容自体は。

○委員（藤井義明）

例えば6番なんかも、公文書の扱いについて基本的なところ、皆さん、本当に職員も、私らも知らなかったんですけど、取扱説明書ってあるんですよ、特別に。かなり長い文書で書いてあるんで、ここはこうで、別に公開もあれは禁止してるわけじゃないということなんで、きちっと取扱い文書には書いてあるんですけど、そこまで本当に読めるのかどうかというのが非常にあって、やはり本当にそれまで、皆さんにその指導というか、やってないんじゃないかなあというのがあって、それはある程度どこまで理解してるかというのは、聞いてみてもいいのかなあと思う。

今回も資料請求したときに、要は都合が悪いことだけを出さないようなことが非常にあったので、基本的には出すのが、本来公益上必要なもんじゃったら出していいというふうにはなってる場合があるんですけど、どうもその辺のところをどういうふうに理解しとんか分からないので、そういうのが、この辺は思うんですけど、どうなのかなあというて。

4番はちょっとあれですかね。4番とか、今の7番はどっちかという、監査の関係じゃないですか。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

そうですね、はい。

○委員（藤井義明）

その辺はちょっとどうなのかなあというふうな御意見なんですか、先生は。

○委員（大月隆司）

前段の1, 2, 3の辺も、別に取らにゃ取らんでもええという話になりますわね。知つとる、知ってないとかというレベルで。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

まあ少なくとも、これを知らなかったから、じゃ、どうだという話にはなるんでしょうね。

○委員（大月隆司）

ですよ。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

はい。

○委員（大月隆司）

そういうことになると、最初の質問の1，2，3というのは、あまりこれで取っても意味がねえような話ですよ、今の話の流れでいけば。

○委員（藤井義明）

ただ、基本的に今回の百条について分からないから、何か会議を開いたみたいな話があるので、百条というものはどういうものかという、理解しとるかどうかもかなり大きいのかなあという、分からないからわざわざ口裏合わせみたいに。

○委員（大月隆司）

それって、でも直接今回の農業振興施設云々かんぬんの話とはがっちゃんせんが。

○委員（藤井義明）

どうなんかな。

○委員（栗尾典子）

全職員が自分の仕事にまつわることを今議会の中で、こういう委員会が行われているというのは、当然知っとかなければいけないことだろうし、興味を持ってもらわないと困ることなのに、それをあまり興味を持っていない人が多いっていうのであれば、そこら辺もやっぱりその再発防止につながってくるんじゃないかなと私は思うんですけど。

○委員（大月隆司）

そこまで求められるのが本当にいいのか悪いのかという話よな。

例えば今の職階があるわけじゃけえ、それこそ今の部長級が知らなかったというたら問題じゃろうけど、1年目の職員がこれについて当然知らんわけじゃわ、大抵。だから、それをわざわざ一律的に取って、知っとる、知らん、百条とはどういうもんなんなあまでを、今の延べして数字に出してもあまり意味がねえんじゃないかなあというふうに、個人的には捉えたんじゃないけど。

○委員（栗尾典子）

私は、個人的に思うのは、やっぱり市役所の中で議会と市側の立場というものを全く知らずに働かれてる職員があまりにも多いのは、私は問題だと思うので、きちんと議会はこういう立場で、こういうことをやっているとかということを知らなきゃいけないんじゃないのというふうな意味を持ってする。

○委員（大月隆司）

だから、それは今回の百条委員会に課せられた使命と、直接イコールにならないから、

それはまた別の問題じゃないんですかというふうな話になるので、あんまり意味がないと
いうか、多分否定的な考えなんじゃねえのかなあと個人的に思ったんじゃないけど。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

そこはおっしゃるとおりで、百条委員会の調査報告と直接関係しない部分に関しては、
それ以外の場面で当然啓蒙はしたほうがいいと思うんです。なんで、だから今回のもので
出てくる部分としては、やっぱり公文書の内容があまりにも少な過ぎて、認定として客観
的な部分が少なかったというのは、皆さん、多分感じられているところだと思いますの
で、そのあたりで、先ほど藤井さんが言われてましたけども、例えば公文書に関する取
扱いのところについて、入庁後に何か説明を受けましたかとか、そこについてどれぐらい
知識がありますかとかということを確認していくというのは、これ意味があると思うん
です、すごく。

こんなにやっぱり回答として、認識が低いようなものでしかない状態で、このまま公務
に行くってというのは、これ今回、外の関係もしか、ちょっと出てくる問題ですし、行政
庁の内部だけで対応できて終わる問題ではないので、当然、外に迷惑をかけることになれ
ば、そういうことはやっぱりやめるべきだとか、そういう再発防止につながってくる部分
は当然なのかなあと。ただ、何というか、行政の職員として関わる中で市側と議会側との
関わり合いの関係性だとか、そういうものについては、また別途の機会できちんと説明を
されたほうがいいと思っていて、訴えかける部分と、今回何を訴えるべきかというところ
は分けてツールを使ったほうがいいのかなあと。

結局いろんなものをここで入れようとする、何を結局伝えたかったのかがぶれてくる
可能性も当然ありますし、何かいろいろ言われてたなあで終わっちゃうよりは、ここでは
こういうことが問題になって、こういうふうな結論が出たんだなという話のほうがいいか
なあと思っています。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。

ほかの委員の皆さん。

○委員（仁科文秀）

今回の調査は、市長はじめ課長級以上の幹部の一部に対していろいろヒアリングして、
意見を求めて、それぞれの考え方とか、日常での対応、発言、行動を確認したんですけ
ども、アンケートを求めるということは、一部の幹部以外の一般の職員が日常の業務の中

公文書の扱いであるとか、日常の上司とのやり取りであるとか、市長との関係、発言等について、どのような意識を持って仕事に臨んでいるのかということも、個人的には知りたいたいで、それがひいては笠岡市全体の役所内での今の問題が、一部の幹部が言ってることや行動が全体の問題として結びついてきてるものなのか、それともそうでないのかということも、アンケートの中で確認したいという思いは個人的にはありました。ただ、アンケートがいいのか、別の形で今啓蒙したり、活動する中で一回職員にいろいろな形で発信をして、また全庁的な対応を求めていくのがいいのか。ちょっとそこのところはあるんですけども、アンケートに求めるのは、私個人的にはそういうところが、ちょっと職員の意識を知りたいなというのはありました。

以上です。

○委員（大月隆司）

結局、それが目的になっちゃいけないわけ、そもそもこの百条委員会に付与された調査の枠の中での話ならええんじゃないけど、それに付随してこの辺も全部知りてえけ、ついでにアンケート取ろうやということにはならんよという話。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

そうですね。あくまで、この百条委員会の調査報告書を作る作戦の中で、再発防止の策を考える際に、どの程度行政庁の実際に働いてる現場の職員さんたちが、この程度の問題についてこう認識してるとか、こういうふうにお答えされたっていうことを含めて、じゃあ、再発防止としてこういう方策がいいだろう、ああいう方策がいいだろうということを考える際のツールでしかないのかなと思うんです。

その先の、そこの回答がどうだから、こういうことをしないとイケないとかっていうことを考えるためのアンケートは、これはまた別途取られたほうがいいのかと思います。ただ、その機会でどういう機会がいいのかっていうと、そこは難しいので、気持ちはよく分かるんです。こういうときに一括で取れるときに、ほかの内容もちょっと詳しく聞いといたほうがいいたほうがいいのかっていうのは、それよく分かるんですけど。関係ないよねっていう変なところで突っ込みが入らないほうがいいのかなどは思ってます。

○委員（大月隆司）

恣意的に何かこう、そういうふうにしてしもうたんじゃいけないよなあっていう。

○委員（藤井義明）

7番の上を削って、あなたはだけでいけばいいんですか。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

それはもう全然問題ないと思います，はい。

○委員（藤井義明）

ないですね，基本的には。

それと監査の関係なんですけど，監査ってどういうふうに思ってるのかっていうの，どうも理解されてないようで，私たちは公平というか，第三者的な立場で監査にその実施とか調査していただいて，監査も問題があるという指摘がきちっと出てる割には，そういう認識がないとか，執行部に何も思っていないような，訂正文まで出すというのは，意味が違うぐらいの話で，それを出すのはいいんですけど，それについて何も思っていないとか，反省がなければ再発防止もあり得ないので，そこのところちょっと私としてはどうも常に引っかかるんですけど，その辺の感覚はどういうふうにとるかというのは聞いて。

市長は，再発防止はもう考えてないという発言がきちっと出てるんですよ。ということは反省してないんです，悪いと思っていない。反省がなくて改革とか，再発防止策はないんです，絶対にあり得ないので。監査も再発防止，二度とこのようなことがあってならない。それはちゃんとしなさいということは書かれているので，その辺の意識を，例えばどういうふうに感じてるかとかというような，その執行部の部長やその辺，そういう監査の立場をどういうふうを考えているのかなあというのは，聞いても大丈夫なのか，聞く側としてはあるんです。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

さっき言われたのは，市長とかという一定の当該，名宛て人になるような形の人に対しては，調査報告の中でメッセージを適切に伝えるってほうが望ましいと思ってます。それ以外の方について一般的なものとして，さっきおっしゃられたとおり，通常認識としては監査できちんと指摘を受けた部分って，変えないといけない箇所であって，まして今回みたいに訂正して，我々はそんなことやっても悪くないんだみたいなことを言う場面ではないはずなんです，本来的に。そういう体制自体がよくないのはそのとおりだと思うんですけど。それが何っていうか，この4番の質問でそれが伝わるか，そこを直そうという話になるかというのと，もう少し，多分一般的に監査の性質ってどういうものか理解されてますかとか，場合によっては監査について軽視されていると思うから，再発防止策の中でこの行政における監査の位置づけみたいなのをきちんと，やっぱり中で共有して，講演と

か、そういうのをして、研修しておく必要があるとか、そういう形での再発防止策につながってくるのかなあとと思います。

いずれにせよ、多分書くとしたら、監査の体制、受け止め方の問題だとか、公文書の取扱いとかというのは、恐らく今回あまりにもちよつとずさんだと思うんで、やっぱり研修とかをするべきだとかという意見は当然出てきてもいいと思うんです。再発防止にそのあたりのことが書いてあっても、これは特に違和感はないですし、今回の場合だと、はい。とは思いますが。

○委員（藤井義明）

そこら辺を、ほんなら書き換えるか。

○委員（大月隆司）

今の4番の設定自体が何か複数にまたがって、あまりにも細かく書き過ぎとるということよな。もうちょっと一般的な中身で設問を設定して、一般的な部分で回答もらうほうがええということよね、監査についての。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

この設問だと結局、請求を行ったことは報告書の内容を知っているというのは、結局監査報告があって、報告書は読んでますよっていう程度にしか伝わらないですよ。でも、本来的に、多分皆さん方が思われている部分は、そこで何か問題があるという指摘をされたのであれば、改善するべきでしょっていうところなんだと思うんで、そこは多分提言するのはアンケートではないのかなあと思うんです。やっぱり調査報告でそこは指摘するべき事項であって、そこをアンケートに頼るっていう方法ではないのかなあとと思います。なんで、それぐらいやったら何か、またこれは後日調査報告書が出ますので、きちんと読んでくださいとかっていうのを、どっか末尾につけとくとか、そうしたぐらいのほうがよりいいのかなあとと思います。

○委員（栗尾典子）

4番に関して言うと、監査委員について、あなたはその役割と意味を知っていますか、理解していると思っと思っていますかみたいな質問で知っているし、知らないというような回答を得たほうがいいと、それぐらいだったらどうでしょうか。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

その程度であれば、はい。結局、問題になるのは、むしろその後にもう一個設問つくって、例えば今回の監査報告書で問題がある旨指摘されていることを知っていますか、知り

ませんかという事で設問を取って、さらにその最後で、じゃ、この問題があるって言われたところで改善するべきだと思いますかとかということを取るかどうかなんですよ、結局。多分、取り方としたらそういう取り方で、このアンケートで取るとすれば。

ただ、さっきの2つの質問までするかっていう話なんです。そこまでせずに報告書の中で書いて、読んでねっていうスタンスでやったほうが、やっぱりアンケートというものからは逸脱してくるのかなと思うんで、その2つが。これは結局、だからアンケートを取ってるけれども、その内容としては、むしろ本当は調査報告書で書くべきである、監査報告で指摘を受けたんなら変えろよっていうところのメッセージをアンケート形式で取ってる、意見を伝えているにすぎないので。そこはツールの問題なのかなあと思っています。

○委員（大月隆司）

結局、3つぐらいしか残らんということかなあ。

○委員（藤井義明）

百条については、基本的なことを皆さん知らないと思うので、どうも刑事事件になったら百条だと思ってるんですよね。大体そういうのが多いんですけど、最近ずうっと見てみると、どうもそうじゃなくて、パワハラとか、セクハラとかというようなことで、あまりにも中身の無いというような話の百条が多いというふうなこと。刑事事件だったら警察がすることで、あまり関与することではないと思っておるんで、本来、今回のようなきちっとした、事務的なことがきちっと本当にされてるかどうかを調べるのが、百条の議会としての立場かなあというふうに思っているんで、その辺が本当に、何かわしゃ悪いことをしてねえけえ百条じゃねえというようなことを言われるので、百条のことを本当に理解していただいているのかなあというのが、どうも職員自体も、勉強会したというぐらいじゃから、勉強会なんか何したか分からないんですけど、そのあたりは聞いてもいいんじゃないかなあとは思ってますけど、どうなんでしょう。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

地方自治法における百条委員会の役割だとか、意義だとかというものについて一般的に聞いてみるということ自体はしてもいいとは思いますが。その上、多分知らない人が大半だと思うんで、そうなるとう研修とかをしてくれっていうふうな形で一文入れたほうがいいのかあとは思っています。

実は、私も見てるところで赤磐のときには、架空請求みたいなものが問題になりましたけれども、他の行政体とかだと、例えば僕見て印象的だなと思ったやつ、今覚えているん

ですけど、たしか市長が選挙の公約において自分の給与をカットしますみたいな、多分そのマニフェスト掲げて選挙で通った後に、本当にこれ下げてええんかみたいな話が問題になって、実際それを検討するために百条委員会を立ててるところがたしかあったはずなんです。だから、結局、まさにそういうような行政の事務とか、公約とかになった部分とかが本当にそのままやっついていいのとかっていうことを議論、検討するっていうためにやっつてもいいはずで、まさに言われたように、行政の事務の中で議会として、それそのままやっついていいのかっていうところについてきちんと調査をした上で、やっぱり待ったをかけるということ自体は必要なかなあと思うので、そのような使い方ができないと考えられているところには問題があるかと思います。

○委員（大月隆司）

ちょっと話が広がったけえ、整理ができんようになりよう……。

○委員（藤井義明）

いやいや、その辺は整理して……。

百条っていうのがどうも、私たちの百条を最初にするべき話じゃないというふうなお話があったんですけど、やはり、ちょっと前の事務局長と話ししたら、やっぱり職員にはしたほうがいいと、中身については正式にきちっと出席もできるし、堂々とできるので、そりゃ、いいんじゃないかなあという話で百条をした経緯があるので、その辺を分からないからというようなことで、市長が言ったというようなことも、何かどうもちょっと違うような、皆さん理解されてないのかなあという、もう少しこう、別に常に百条って中身が悪かったらしてもええんじゃねえんかなあと思うんですけど、これが議会の仕事でもあるなあという、通常でも公文書出せと言うたら、出せばええんじゃけど、今までほとんど出してこなかったのが当たり前になっただけから、今回たまたまこういう機会というか、あつて出さないの、もうちょっと調べるのにはどうするかということになったら百条しかない。その前に、さっき言った監査の第三者にやっていただかないと、公平性を保つためにもいいのかなあと思ったら、後でこれそうじゃなかったの、じゃ、百条開かないと、それも検証せにやいけんのかなあという話になって百条にした経緯があるので、その辺もやっぱし知ってもらおうというか、理解してもらうためには、いいのかなあというふうな思いはするんですけど。その辺は整理してもう一回、時間があるのかなあ。アンケートの時間を見直しよな、整理して。今の話で。

◎事務局長（塚本真一）

アンケートの項目、質問事項をそれぞれ決めてもらってアンケートを取るの、そんなには時間は要しないと思うんですが。ただ、その結果を入れ込んで、この報告書に入れ込んでですとなると、9月の定例会の最終日に報告書を提出ということが多分目指されていると思うので。そうすると、ちょっと時間的なもんがどうなんかなあというのが気になるところであるんです。

○委員（栗尾典子）

今大体お話を聞いたら、アンケートの中身に関しても、今回百条委員会があって、こうこうだから百条委員会あるの知ってますかというのではなくって、百条委員会そのものを知っていますとか、公文書に対する理解がありますとか、監査に対して理解がありますかっていうような客観的な質問を並べていけば問題ないのであれば、今もうこの前文も全て要らなくなるわけなので、项目的には今言った百条のこと、それから監査のこと、それから公文書のこと、風通しのこと、それを書き出したらもう終わりじゃないですか。

○委員（大月隆司）

休憩してもろて、ぱっぱとこう簡単にたたき台のアンケートを立ててもろて、それを回してもろて、足したり引いたりするぐらいで、今日何でも完成させたほうがええんじゃねえかな思うんじゃけど、どうでしょうか。

○委員長（原田てつよ）

アンケートを取るか取らないかということになってくると思う。取るとなれば、もう今日中にそれ決めてしまって、早くしないと報告書に間に合わないということで。

○委員（大月隆司）

取るということは反対ではないということなので、もう取る前提で今もう僕は話をしようんじゃけど。

○委員（藤井義明）

前提にすれば、もう決めていきましょうや。

○委員長（原田てつよ）

局長、大丈夫ですか。

では、暫時休憩にします。

午後1時57分 休憩

午後2時34分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

このたびの職員に対するアンケートについては、ただいま配付いたしましたとおり質問5点でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

細かい字句につきましては、もし何かありましたら正副委員長にお任せいただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。そしたら、アンケートの件は、日程とかよろしいですか、局長にお任せで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

そしたら、これ即もうアンケートを取るということで、局長のほうにお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（藤井義明）

これいつまで、1週間。

◎事務局長（塚本真一）

できれば来週の火曜から開始して1週間……。

○委員（藤井義明）

1週間あったらええじゃろ。

次の月曜日ぐらいに。

○委員長（原田てつよ）

ということでアンケートがまとまりましたら、もう一回皆さんに報告という形で委員会を開くようになると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に入ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

次に、報告書についていきます。

事前に申請箇所についていただいておりますので、事務局のほうから説明をお願いいた

します。

◎事務局長（塚本真一）

それでは、修正箇所の御意見をいただいたものを取り入れたものを今配信させていただきました。

まず、目次の項目を見ていただければと思います。

前回というか、一度お送りしたものの報告書の中で変更点について説明をさせていただきます。

まず、結論の部分についてですが、項目を入れ替えています。一番頭に市長の責任というところから始まって、項目を入れ替えております。前回の1項目めの予算に関する不適切な提案説明及び契約遵守、公文書等に関する認識の逸脱につきましては、1の1から3項目までにちょっと入替えをしております。内容については、ちょっと加えて修正をしとる箇所もあります。

続きまして、第2の経緯についてですが。これにつきましては、前回なかった項目ですが、内容につきましては前回の報告書の初め、一番最初の初めにという部分の項目をばらばらにして、4項目を追加にしております。

それから、第3の調査内容及び問題点につきましては、前回では第7という項目の調査の内容及び結果という項目がありましたけど、その項目についていろいろまとめたりして8点にしております。

それから、第4の委員会の判断というのが、これがなかったもので、これは新規になります。

それから、第5の再発防止策につきましては項目を、前回では7項目ということですが、8項目、1つプラスをしまして、それぞれの項目についてもうちちょっとどういった内容であるとかということを加えております。

それから、次の6以下につきましては、内容につきましてはちょっと順番等は入れ替えておりますが、大幅な変更はございません。

簡単ですが、修正内容について説明させていただきました。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。

今、事務局から説明いただきましたが、この報告書の発信が午前中にアップされたということで、休憩を取って、皆さん、ちょっと目を通していく時間を取りましようか。幾ら

か時間を取ったほうがよろしいですか。

午前中、皆さん、目を通してありますか。ぎりぎりだから、多分その前の仁科さんの修正のは皆さん届いていたと思うんですけど、その後のがぎりぎりに届いたみたいなので、幾らか時間を取ります。

ちょっと皆さん、もう一度目を通して、50分ぐらいまでで、いいですか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

50分まで休憩取りますので、暫時休憩を取りたいと思いますので、目を通していただければと思います。

午後2時40分 休憩

午後2時48分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

報告書に対して御意見はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、森岡先生に御意見をお願いいたします。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

では、私から、この結論部分の1ページ目の市長の責任のところの3段落目、しかしながら以降の農業振興施設改修事業の本来の目的はと書かれているところから始まる部分ですが、ここに出てくる農業振興施設改修事業という文言については、恐らく水洗化とか、洋式化を含むものとなっていて、その後出てくる4ページ目の農業振興施設改修事業の中では、最後議会はというところから再検討するべきだというふうな形で意見を述べていることからすると、ここで本来の目的は契約遵守の立場から対応しなければならない事案だったというふうな形の書き方は、少しちょっとニュアンスが違うのかなあと思っているために、例えば、しかしながら合併浄化槽の整備はとか、当初の募集要項とずれていた合併浄化槽の整備はという形でされたほうがいいのかと、ちょっと思っているところで

あとは、すみません、本当に細かいところは、多分読んでいけばちょっとここが気になる、あそこが気になるというのは、もう少しあるんだとは思いますが、ちょっと今ざっと見てても気になったのはそこですかね。

○委員長（原田てつよ）

そしたら、森岡先生、もう一回、もし気づいたところがありましたら、こちらのほうへメールでいただいて、よろしいでしょうか。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

ということで、皆さん、ほかに大丈夫ですか。

○委員（大月隆司）

どちらにせよ、またアンケートの結果等に関連して追記等が出てくると思いますので、今日はこれをしっかり、そのときまでに読んでもらって、気がついたらそのときに併せて修正をかけていくというほうがいいと思うんで、よろしくお願いします。

○委員長（原田てつよ）

アンケート結果後に、もう一回修正をかけるんで、そこで改めて……。

○委員（大月隆司）

反映するときに改めて表現とか、気になったところがあると、そこを最終的なところで修正をしていくというやり方をお願いしたいと思います。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。そしたら、アンケートの結果が出るまでに、たまたもし皆さん気づいたところがありましたら、局長のほうへメールでいただいて、アンケートの結果と併せてまとめたものを発信しますか、このときに。よろしいですか、そういうことで。アンケートの結果をいただきまして、まとめたものと、それを加えて修正したものと一緒にまた皆さんのほうへ配信させていただきたいと思いますので、それまでにどうしてもここはと。

○委員（大月隆司）

あともう一点、アンケートの結果が出たら、全委員に先にお知らせをいただければ非常にありがたいです。

○委員長（原田てつよ）

はい。そしたらすみません。事務局、そのようによろしくお願いいたします。

それでは、最終的にアンケートの結果を先に配信して、その後皆さんの意見をもらってまとめたものということになるかと思しますので、その節はまた確認して皆さんの御意見を聞かせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で協議案件1，調査報告書（案）についてを終わりたいと思いますが、よろしいですか。

○委員（藤井義明）

日程を先にとりかんと。

○委員長（原田てつよ）

日程。

○委員（藤井義明）

調査が3日ぐらいじゃろう、来週の30日に発信して、じゃけえ。

○委員長（原田てつよ）

ああ、アンケート。

○委員（藤井義明）

アンケートが、まとめがそがあすぐに出んにしても、火曜日か水曜日ぐらいには出るんじゃないじゃたら、それで発信してもろうて、本会議が始まるまでには予定入れとかんと、間がもうないじゃろう。金曜日ぐらいにどうですか。

どんな、局長。

途中取るというたら、なかなか取れまあ。もう22日か、23日か、そがあなろう。だから、21日か22日か。いやあそうか。

○委員長（原田てつよ）

始まるまでというのは、質問の。

○委員（藤井義明）

質問の始まる前。

○委員（大月隆司）

12日から16日の間でええんじゃないんかね。

○委員長（原田てつよ）

例えば質問とかがあっても、早く終わる。

結果が来るんですよ。

○委員（藤井義明）

6日にまとまるん。

6日、7日ぐらいじゃけえ、9日ぐらいがええんかなあと思うた。

○委員長（原田てつよ）

修正，アンケートのまとめと。

○委員（大月隆司）

取りまとめせにゃいけんの。

○委員長（原田てつよ）

先，修正の前にアンケートの結果だけ先にする。

○委員（大月隆司）

それと修正して，それと付き合わせるとして，1つのものを事務局がつくってくれるんか，いや，ほかに誰も意見がなかったら，そのまま採用なんか知らんけど，その時間で9日，ちょっと事務局が大変じゃねえかなと，私は個人的に思うたんじゃけど，その週は。それよりは12日の週の最初ら辺で。

○委員（藤井義明）

12日の週の本会議の。

○委員（大月隆司）

本会議の後とかのほうが。

◎事務局長（塚本真一）

12日，13日が代表質問の予定なんです，2会派，2会派で，だから13日が公明党と笹栄会ですかね，ですから。

○委員（藤井義明）

後の火曜日のほうが。

◎事務局長（塚本真一）

13日の終了後かなと思います。

○委員（大月隆司）

14時ぐらいの設定のほうがええんじゃないん。

○委員（藤井義明）

遅いほうがええんなら，遅うてもええ。

いや，それで16時ぐらいじゃったら空いとるな。

○委員（大月隆司）

そら最悪いけんかったら、12日でも13日でもどっちでええけどな。でも、12、2人じゃろう。

○法律アドバイザー（森岡祐貴）

13日が午前が少なくとも選任手続で、午後に入れてたんじゃないかなあというぐらいの予定で、ちょっと確認してからでいいですか。

○委員（大月隆司）

そこの週で調整してえ。本会議の後でよかろう。

○委員（藤井義明）

14日は駄目、まだ全体が出てねんか。

◎事務局長（塚本真一）

14日は4名です。個人が6名でして、4名、2名の割当にして、中日というんが、その15日になる。

諸議案、質疑、予算決算の委員会があるんで、その後議会行革委員会を予定しとると思うんで。

○委員長（原田てつよ）

暫時休憩いたします。

午後2時58分 休憩

午後3時03分 再開

○委員長（原田てつよ）

そしたら、休憩を解いて会議を再開いたします。

次の日程は、そしたら13日の14時で、皆さん、多分、代表2会派で14時から委員会をします。13日の14時、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ということに次回の日程は決めたいと思います。

それでは次に、協議案件2の追加調査経費についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

◎事務局長（塚本真一）

ちょっと今、調査経費について、今配信させていただきました。

予算額については、今79万円ということしております。ただ、議事録の成文委託料

が、これちょっと結構経費がかかりまして、この79万円の範囲で納まってないので、追加経費として20万円あれば多分大丈夫だと思いますので、と考えております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

それでは、今事務局からありましたように、議事録製本委託料の追加分を見込み、追加調査経費を20万円以内として、この旨を議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。

それでは、そのように改めて議長に申し出ることにいたします。

協議案件2、追加経費についてを終わります。

次が協議案件3、その他になってはいるんですが、先ほどに日程調整しましたので、日程調整は13日の14時からということでよろしく願いいたします。

それでは、委員の皆さんから何かほかにございますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、事務局から何かありますか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

森岡先生、よろしいでしょうか。何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で本日の協議案件を終わりたいと思います。

閉会に当たりまして、副委員長、挨拶を。

○副委員長（齋藤一信）

大変、ありがとうございました。

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3 時06分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第 1 項の規定により
ここに署名する。

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事
実確認に関する調査特別委員長